

## 付議第10号

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を  
改正する規則議案

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年教育委員会規則第8号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3)規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和47年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「保護者」を「保護者等（未成年の児童等にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した児童等にあつてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）」に改める。

第8条、第9条、第10条第1項及び第11条中「保護者」を「保護者等」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第7条関係）

<p style="text-align: center;">入舎願</p> <p style="text-align: right;">部 第 学年</p> <p style="text-align: right;">ふりがな 氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者を次の理由により貴校の寄宿舍に入舎させたいので、許可されるようお願いいたします。</p> <p>理由</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保護者等 本人との続柄 住所 ふりがな 氏名</p> <p>高知県立 学校長 様</p>				
年 月 日				
入舎許可伺				
期日 年 月 日				
学校長				
1 許可する                      2 許可しない (理由 )				

第2号様式（第9条関係）

退舎願				
部 第 学年				
氏名 <small>ふりがな</small>				
年 月 日生				
上記の者を次の理由により貴校の寄宿舍を退舎させたいので、許可されるようお願いいたします。				
理由				
年 月 日				
保護者等 本人との続柄 住所 <small>ふりがな</small> 氏名				
高知県立		学校長 様		
年 月 日				
退舎許可伺				
期日 年 月 日				
学校長				
1 許可する                      2 許可しない (理由 _____ )				

## 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則  
の一部を改正する規則

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を  
改正する議案説明

1 一部改正の目的

この規則は、令和4年4月1日に「民法の一部を改正する法律（改正法）」が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることをうけ、年齢満18歳以上の生徒の父母等が学校教育法上の保護者に該当しなくなることから、成年年齢に達した生徒に係る在学中の父母の関与について追加等をしようとするものである。

2 一部改正の内容

(1) 第7条（入舎）第2項中「保護者」を「保護者等（未成年の児童等にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した児童等にあつてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）」に改める。

(2) 第8条（帰省又は外泊）、第9条（願いによる退舎）、第10条第1項（伝染病による一時退舎）及び第11条（退舎命令）中「保護者」を「保護者等」に改める。

(3) 別記、第1号様式（第7条関係）入舎願、第2号様式（第9条関係）退舎願の「保護者住所・本人との続柄・氏名」を「保護者等 本人との続柄・住所・氏名」とし、まず、本人との続柄を記入するように改める。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（抜粋）

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則（抜粋）

（入舎）

（入舎）

第7条 略

第7条 略

2 校長は、入舎を許可するに当たっては、別記第1号様式による入舎願を保護者等（未成年の児童等にあつては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した児童等にあつてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）から提出させなければならない。

2 校長は、入舎を許可するに当たっては、別記第1号様式による入舎願を保護者から提出させなければならない。

（帰省又は外泊）

（帰省又は外泊）

第8条 校長は、帰省又は外泊を希望する児童等がある場合には、保護者等又は責任がある同伴者から次に掲げる事項を記載した書類を提出させて、許可するものとする。

第8条 校長は、帰省又は外泊を希望する児童等がある場合には、保護者又は責任がある同伴者から次に掲げる事項を記載した書類を提出させて、許可するものとする。

（1）～（3） 略

（1）～（3） 略

（願いによる退舎）

（願いによる退舎）

第9条 校長は、退舎しようとする児童等がある場合には、別記第2号様式による退舎願を保護者等から提出させて、許可するものとする。

第9条 校長は、退舎しようとする児童等がある場合には、別記第2号様式による退舎願を保護者から提出させて、許可するものとする。

（伝染病による一時退舎）

（伝染病による一時退舎）

第10条 校長は、児童等が伝染病にかかり、又はそのおそれがあるときは、その保護者等に対し、児童等の一時退舎を命ずることができる。

第10条 校長は、児童等が伝染病にかかり、又はそのおそれがあるときは、その保護者に対し、児童等の一時退舎を命ずることができる。

2 略

(退舎命令)

第11条 校長は、児童等がこの規則若しくは校長が定める規程に違反し、又は集団生活の秩序を乱した場合には、その保護者等に対し、児童等の退舎を命ずることができる。

2 略

(退舎命令)

第11条 校長は、児童等がこの規則若しくは校長が定める規程に違反し、又は集団生活の秩序を乱した場合には、その保護者に対し、児童等の退舎を命ずることができる。

別記

第 1 号様式（第 7 条関係）

入舎願

部 第 学年

ふりがな  
氏名

年 月 日生

上記の者を次の理由により貴校の寄宿舎に入舎させたいので、許可されるようお願いいたします。

理由

年 月 日

保護者等 本人との続柄  
住所  
ふりがな  
氏名

高知県立 学校長 様

年 月 日

入舎許可伺

期日 年 月 日

学校長					

1 許可する      2 許可しない  
(理由)

∞

別記

第 1 号様式（第 7 条関係）

入 舎 願

部 第 学年

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

上の者を下記理由により貴校寄宿舎に入舎させたいので、許可されるようお願いいたします。

理 由

年 月 日

保護者住所  
本人との続柄  
ふりがな  
氏 名

高知県立 学校長 様

年 月 日

入 舎 許 可 伺

期日 年 月 日

学校長					

(1) 許可する。      (2) 許可しない。  
(理由)

第2号様式（第9条関係）

退舎願

部 第 学年

ふりがな  
氏名

年 月 日生

上記の者を次の理由により貴校の寄宿舍を退舎させたいので、許可されるようお願いいたします。

理由

年 月 日

保護者等 本人との続柄  
住所  
ふりがな  
氏名

高知県立 学校長 様

---

年 月 日

退舎許可伺

期日 年 月 日

学校長					

1 許可する      2 許可しない  
(理由 )

第2号様式（第9条関係）

退 舎 願

部 第 学年

ふりがな  
氏 名

年 月 日生

上の者を下記理由により貴校寄宿舍を退舎させたいので、許可されるようお願いいたします。

理 由

年 月 日

保護者住所  
本人との続柄  
ふりがな  
氏 名

高知県立 学校長 様

---

年 月 日

退 舎 許 可 伺

期日 年 月 日

学校長					

(1) 許可する。      (2) 許可しない。  
(理由 )